

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-33)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	9,639	9,442	9,233	8,921
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	9,639	9,442	9,233	-
	執行額(百万円)	9,595	9,406	9,193	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			公健法による被認定者に対し、公害の影響による健康被害に係る損害を填補するために、療養の給付、障害補償費等の補償給付を着実に支給。					年度	○
								-	
	2 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	89.3%	88.9%	88.0%	91.2%	90.9%	80%	
	年度ごとの目標値		80%	80%	80%	80%	80%		
	3 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	87.4%	86.8%	82.9%	81.2%	82.7%	80%	
	年度ごとの目標		80%	80%	80%	80%	80%		
	4 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	87,072人 83.94%	85,882人 83.37%	84,105人 84.14%	83,279人 85.20%	集計中	60,000人 及び75%	
	年度ごとの目標		60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%		
5 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○	
	-	84,735人 87.07%	85,100人 87.31%	83,794人 85.07%	82,236人 86.78%	集計中	60,000人 及び75%		
年度ごとの目標値		60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%			

評価結果	(各行政機関共通区分) 目標達成	
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)
	<p>①公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。</p> <p>②公害被害補償基礎調査は、公害診療報酬明細書を点検することによって、各自治体での審査状況について把握等を行い基礎資料の作成を行っているものであり、参考値として、入院外の公害診療報酬明細書1件あたりの金額が前年度に比べて大きく変化した自治体の割合を記載している。本調査を継続して行い、自治体にフィードバックすることで、公害診療報酬の不正請求の未然防止を含め、公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図ることに貢献した。</p> <p>③(独)環境再生保全機構が実施する公害健康被害予防事業については、第三期中期目標及び第三期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。当該計画において、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上のものから満足が得られるようにするとの目標値が設定されているところ、当年度においても目標を達成した。</p> <p>④公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数の割合が80%を超えることを目標とし、平成2524年度から平成29年度までについては達成し、被認定者の健康確保に貢献した。</p> <p>⑤環境保健サーベイランス調査は、中公審査申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率について本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、毎年、信頼性のある調査を行い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係に係る定期的・継続的な観察を行うことで、必要な処置を講ずる必要がないことを確認することに貢献した。</p>	
施策の分析	<p>①公健法旧第一種指定地域を管轄する自治体による公害診療報酬明細書等の支払い等状況を集計・点検し、他自治体分も含めて各自治体にフィードバックすることによって、各自治体での円滑な制度運営に資するよう努めている。</p> <p>②公害健康被害予防事業については、当該事業を実施している(独)環境再生保全機構において、ぜん息等患者や地域住民から聴取したニーズ及び事業参加者に対して実施している事業実施効果の測定・把握に係るアンケート調査の結果を踏まえた事業の効率化と重点化のための事業メニューの見直しを続けており、ぜん息患者等のニーズを踏まえた事業を継続して実施している。</p> <p>③公害保健福祉事業として、(1)リハビリテーションに関する事業、(2)転地療養に関する事業、(3)家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、(4)家庭における療養の指導に関する事業、(5)インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業の5事業を43自治体で実施し、被認定者に対する割合として80%を超える参加を得ている。</p> <p>④・⑤環境保健サーベイランス調査については、毎年継続的に3歳児調査(平成8年度～)及び6歳児調査(平成16年度～)の各6万人を超える調査対象者のぜん息等健康状態と大気汚染の関連を評価し、結果を公表をしている。</p>	
次期目標等への反映の方向性	【施策】	公健法の被認定者への公正な補償給付等及び同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者への補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めていくことが重要であり、今後も継続して施策を実施していく。
	【測定指標】	上記のとおり、いずれの測定指標についても目標を達成しているものの、依然として被認定患者が多数存在すること、また、大気汚染等による健康被害を予防し、健康確保を図っていく必要があることから、本施策の必要性・重要性は高く、本施策の実施にあたっては、これまでの測定指標を継続していく。

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告
---------------------------	------------------------

担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	保健業務室長 倉持 憲路	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	-----------------------------	--------------------	-----------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-34)

施策名	目標7-2 水俣病対策					
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。					
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	15,291	15,516	16,340	13,107
		補正予算(b)	△ 414	△ 21	△ 735	-
		繰越し等(c)	144	△ 46	182	
		合計(a+b+c)	15,021	15,449	15,787	
執行額(百万円)	14,066	14,612	14,936			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」					

測定指標	①水俣病患者等に対する療養費の支給の進捗状況	実績値					目標値	達成	
		水俣病患者等に対する療養費を着実に支給					○年度	○	
	年度ごとの目標値						-		
	②水俣市の観光入込客数の増加	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○
436,978		587,136	520,253	542,711	519,678	510,360	481,000		
年度ごとの目標		469,000	472,000	475,000	475,000	481,000			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あたら限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に実行されている。 ②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づいて実施される地域振興施策によって、現在、観光入込客数は目標値を上回っている。
	施策の分析	①水俣病被害者手帳等保有者に対する療養費の支給については滞りなく行うことができ、今後についても着実な事業実施を継続していく必要がある。 ②水俣市への観光入込客数については、継続した誘客施策の実施等により安定して目標を達成することができている。今後、「水俣IC」(仮称)の設置等によるさらなる来客も見込まれ、引き続き誘客施策を強化することによる効果が期待される。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①水俣病患者に対する療養費の支給 【測定指標】 水俣病被害者手帳等保有者に対する療養費の着実な支給が事業に求められる成果であるため、引き続き同様の測定指標とする。  【施策】 ②水俣市の観光入込客数の増加 【測定指標】 平成30年度で第5次水俣市総合計画が終了するため、現在の状況を踏まえて今年度新たに水俣市が策定する第6次水俣市総合計画によって定める目標値を用い、施策の測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	特殊疾病対策室長 佐々木 孝治	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	------------------	--------------------	--------------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-35)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策				
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下、「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。				
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な被害を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	700	696	706	713
	補正予算(b)	—	—	—	—
	繰越し等(c)	—	—	—	—
合計(a+b+c)	700	696	706		
執行額(百万円)	603	589	605		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		173日	115日	116日	106日	98日	96日	120日	
	年度ごとの目標値		140日	120日	120日	120日	120日		
	2. 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の進捗	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度	○
		-	-	-	1,928人に対して、保健指導やCT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	1,936人に対して、保健指導やCT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	2,165人に対して、保健指導やCT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	健康管理の事業化等を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討を行う。	
	年度ごとの目標		-	-	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討		
	3. 石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえ、石綿健康被害救済制度(以下、「石綿救済制度」という。)の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じた。					33年度	○
							報告書に沿った必要な調査や措置の実施		

評価結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数を、平成18年度の173日から2割短縮することとし、目標値を140日に設定していたところ。その後、事務手続の効率化などの様々な取組を実施した結果、平成25年度の実績では115日まで平均処理日数の短縮が図られ、目標を達成した。これを受けて、また、今後申請者が増加することが予想されることも踏まえ、平成26年度は目標値を120日に設定し、同年度は116日、平成27年度は106日、平成28年度は98日、平成29年度は96日と目標を達成した。これらの取組により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、平成29年度末までに12,886件(平成28年度末:11,935件)が認定され、被害者及び遺族の迅速な救済は着実に進んでいる。</li> <li>・石綿ばく露による健康被害の可能性のある方について、健康管理の在り方を検討するため、試行調査を実施。この中で、保健指導やCT検査等を実施することを通じて、既存の検診事業との連携、人員・施設等の確保、調査参加者、調査対象地域、検査内容、結果の通知方法、保健指導等に関する課題を抽出した。また、保健指導を円滑に実施するため、保健指導マニュアルを作成した。</li> <li>・平成28年12月に取りまとめられた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会の報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」において示された取組課題を踏まえ、以下を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被包化胸水を、石綿健康被害救済制度の対象となる石綿による著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚として取り扱うことができるよう「医学的判定に係る資料に関する留意事項」を改正し、HP等により周知を図った。</li> <li>○石綿健康被害救済制度の被認定者の介護等の実態を把握するための調査を実施し、925名の被認定者の協力により、入通院や介護の状況の実態を把握するための情報を収集した。</li> <li>○石綿肺がんの特化したリーフレットを作成し、医療従事者向けに周知を図った。</li> </ul> </li> </ul>				
	<p>施策の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①石綿健康被害の認定業務については、平成28年・平成29年度は平均処理日数100日以内となっている。</li> <li>②平成27年度から石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を実施し、29年度まで延べ6,029人に対し、保健指導やCT検査等を行い、健康管理の実務的な課題を抽出しているところ。</li> <li>③石綿健康被害救済小委員会報告書を踏まえ実施した、石綿健康被害救済制度の被認定者の介護等に関する実態調査については、入通院や介護の状況の実態を把握するための情報を収集することができた。さらに検討が必要な事項について分析を実施していく。</li> </ul>				
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①石綿法に基づく認定業務については、引き続き着実に実施する。</li> <li>②石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を引き続き着実に実施し、平成32年度以降の健康管理の在り方を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策について検討を実施していく。</li> <li>③石綿健康被害救済小委員会報告書を踏まえ、被認定者の介護等に関する実態調査に係る分析を実施するとともに、引き続き石綿救済制度の運用に必要な調査や制度周知等の措置を実施・検討していく。</li> </ul> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿健康被害の認定業務の測定指標として、申請から認定不認定の決定までの平均処理日数を引き続き用いる。</li> <li>・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査では、平成32年度以降の健康管理の在り方を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討を行うことを測定指標とする。</li> <li>・石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗として、報告書に示された今後の方向性に沿った調査等の措置を速やかに講じていくことを測定指標とする。</li> </ul>				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿ばく露者の健康管理に関する検討会において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいているところ。</li> <li>・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において、平成28年12月に石綿健康被害救済法の施行状況及び今後の報告性について報告書を取りまとめたところ。</li> </ul>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期・第2期における石綿の健康リスク調査の主な結果と考察について(石綿の健康影響に関する検討会報告書(平成28年3月))</li> <li>・石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について(石綿健康被害救済小委員会(平成28年12月))</li> </ul>				
<p>担当部局名</p>	<p>石綿健康被害対策室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>石綿健康被害対策室 長 岩崎 容子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年6月</p>

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-36)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究				
施策の概要	健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対応等を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症や黄砂等の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ②熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行う。				
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発をはかる。				
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	83	102	85	81
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	83	102	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	75	95	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	①黄砂や花粉等の普及啓発資料の改訂回数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	1	2	1	1	2	-	
		年度ごとの目標値	/	1	1	1	1	/	
	②自治体からの希望に応じて作成した熱中症啓発資料(リーフレット2種、はがき、カード)単位:千部	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	1,366	2,539	3,132	3,064	3,313	-	
		年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/	
	③熱中症の普及啓発の進捗度(アンケートにおいて暑くなる前から熱中症対策を行ったと回答した自治体の割合)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	△
-		89.8%	99.2%	100%	98.6%	95.5%	-		
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ①:黄砂や花粉等に係る基礎知識・予防法等を記載したマニュアル等の各普及啓発資料を、年1テーマを目安に改訂している。 ②、③:熱中症に関する普及、啓発事業については、各自治体でどの程度熱中症に関する意識付けがなされているかどうかの指標として、自治体からの希望に応じて作成する熱中症普及啓発資料の部数及び都道府県、政令市、中核市、保健所政令市(アンケート対象自治体)における「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」を指標として設定した。資料の作成部数が前年度と比較して増加していることや、9割以上の調査自治体が暑くなる前から熱中症対策を行っていることを踏まえると、各自治体において一定の意識付けがなされているものと考えられる。
	施策の分析	①:黄砂や花粉等に係る基礎知識・健康影響等を記載したマニュアル等の普及啓発資料を公表し、報道機関や国民に情報提供をすることで、黄砂や花粉等による健康影響の発生予防に資する政策を進めた。 ②、③:熱中症の基礎知識や予防法等を記載したマニュアル等の普及啓発資料の作成、熱中症対策シンポジウムや熱中症予防強化月間におけるイベントの開催等を通して、熱中症予防法について広く国民に普及、啓発を行うとともに、イベントの主催者に向けた熱中症対策に係るガイドラインを作成し、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催に向けて適切な熱中症対策の推進に資する取組を行った。

果	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b></p> <p>①: 今後も引き続き、黄砂や花粉等に係る基礎知識・健康影響等を記載したマニュアル等の普及啓発資料を更新し、国民に情報提供をすることで、黄砂や花粉等による健康影響の発生予防に資する政策を進める。</p> <p>②、③: 今後も引き続き、熱中症の基礎知識や予防法等を記載したマニュアル等の普及啓発資料の更新を行うとともに、熱中症対策シンポジウムや熱中症予防強化月間におけるイベントや気象関連事業者との連携を通して、効果的かつ効率的に熱中症予防法について広く国民に普及、啓発を行う。また、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催に向けて、イベントの主催者に向けた熱中症対策に係るガイドラインの更新や、外国人旅行者に向けた普及啓発を行い、適切な熱中症対策の推進に資する取組を行う。</p> <p><b>【今後の政策展開】</b></p> <p>特に、平成30年夏の酷暑において熱中症予防強化月間の延長、関係省庁連絡会議の参加メンバーの拡大など追加施策を講じたことも踏まえ、環境省の熱中症対策や文部科学省、厚生労働省等との連携を強化する。</p> <p><b>【測定指標】</b></p> <p>①: 黄砂や花粉症に係る情報を掲載した環境省のホームページの閲覧数。</p> <p>②、③: 引き続き、熱中症普及啓発資料の作成数と、自治体向けアンケートにおける「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」とを指標として設定する。</p>
---	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	黄砂の健康影響については、有識者を集めたワーキンググループを開催した上で実施するとともに、「微小粒子状物質等疫学調査研究検討会」で進捗を発表している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①平成29年度 花粉症に関する調査・検討業務、平成29年度 黄砂による健康影響調査検討業務報告書</p> <p>②、③熱中症環境保健マニュアル2018、夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2018</p>
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 瀧口 博明	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	-------------	--------------------	-----------------	----------	---------